

年金受給権者現況届の提出にあたって

- 現況届とは
- 引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するために、毎年1回誕生日にご提出いただくものです。
 - この届け書は、誕生日の末日までに社会保険業務センターに必ず届くようにご提出ください。
 - 届出の内容に記入もれがあったり、提出期限までに届け書をご提出いただけない場合は、年金の支払いが一時的に止まりますのでご注意ください。
 - 提出期限を過ぎてしまった場合は、年金の支払いの再開までに届け書提出後、1～2か月程度かかりますのでご了承ください。

■記入のしかた

- 1 住所、電話番号（連絡先）、氏名（自署）を必ずご記入ください。
住民票コード記入欄については、下記の「重要なお知らせ」をご覧ください。

- 住所や氏名の変更(訂正)の手続きは別途届出が必要ですので、お近くの社会保険事務所等で行ってください。

- 2 加給年金額又は加給金の対象者となっている配偶者・子の氏名を必ずご記入ください。

※ご記入いただくことにより、引き続き生計を維持しているとの判定となります。

- 加給年金額又は加給金の対象者となっている配偶者や子の異動(離婚、死亡など)の手続きは別途届出が必要ですので、お近くの社会保険事務所等で行ってください。

- 子の人数が4人以上の場合は、4人目以降の子の氏名(フリガナ)、生年月日を使せんなどに記入いただき、現況届に添付のうえ、封筒に入れてご提出ください。

年金受給権者現況届 (住民票コード申出用)

123456789012345

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

年金 太郎 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1

年金 花子

年金 一郎

- 3 ご本人が病気、ケガなどにより記入(自署)できず、代理の方がこの届け書を記入された場合に、ご記入(署名)ください。

- 4 提出日をご記入ください。

現況届 (はがき) をご提出される方

- 5 ①～④を記入後、再度記入もれがないか確認し、同封の目隠しシールを貼ってください。

- 6 宛名面に氏名、住所をご記入のうえ、50円切手を貼って投函ください。

重要なお知らせ

- 「住民票コード」を申出いただくことにより、来年以降の「現況届」の提出が原則不要となります
- 今回は住民票コード以外の欄も全て記入をお願いします。

社会保険庁では、平成18年10月から、年金受給者の皆様の手続きの簡素化を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した現況確認を行うこととなりました。住民票コードの確認ができた方は、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて現況確認を行うため、現況届の提出が原則不要となりますが、あなたの場合、住民票コードの確認ができなかったため、現況届の提出が必要となります。しかしながら、今回の現況届の「住民票コード記入欄」に住民票コードをご記入・申出いただくことにより、来年以降の現況届の提出が原則不要となります。

お手数ですが、平成14年に市区町村から通知されている住民票コードの記入をお願いします。(住民票コードがわからない場合は、ご本人であることが確認できる年金証書や住基カード等の書類と、この文書を市区町村窓口にお持ちください。)なお、現況届の提出が必要なくとも、加給年金額又は加給金の対象者との生計維持関係の証明や障害状態の確認を行う必要がある場合、専用の届け書をご提出いただくこととなります。

【裏面】

【表面】

◆ご注意ください 引き続き現況届をご提出いただく必要がある方

住民基本台帳ネットワークシステムを活用した現況確認を行うことができない方は、今後も現況届をご提出いただく必要があります。(住民票コードを申出いただいても現況届をご提出いただく必要があります。)

(主な例)

- ①住民基本台帳ネットワークシステムに参加していない市区町村(杉並区、国立市、矢野町)にお住いの方
- ②外国籍の方
- ③外国に居住している方

■診断書をご提出いただく必要がある方へのお願い

障害状態の確認が必要な方には、診断書の用紙を一緒にお送りしています。医師等に診断書の記入、証明をうけていただき、ご提出ください。(レントゲンフィルムが必要な方は、レントゲンフィルムもあわせてご提出ください。)

- 診断書をご提出いただけない場合、年金の支払いが一時的に止まることもあります。忘れずにご提出ください。
- レントゲンフィルムの必要な方は、原則として呼吸器疾患の方です。

■ご家族の方へのお願い

年金を受けている方がお亡くなりになったときは、ご遺族の方が「市区町村に提出する戸籍の死亡届」とは別に「年金受給権者死亡届」をご提出いただく必要があります。お近くの社会保険事務所等で手続きを行ってください。

なお、届出に必要な書類は、「ねんきんダイヤル」又はお近くの社会保険事務所等にお問い合わせください。

■不審な電話・手紙等や違法な貸金業者にご注意ください

- 社会保険庁(社会保険業務センター、社会保険事務局及び社会保険事務所)では、銀行口座を指定して現金の振込みを依頼したり、指定の住所に現金の郵送を依頼したり、年金受給者等を訪問して、預貯金通帳やキャッシュカードをお預かりすることはありませんので、くれぐれもご注意ください。
- 年金証書や預貯金通帳・印鑑等を預けるよう要求し、高金利で融資を行う違法かつ悪質な貸金業者には十分ご注意ください。なお、「独立行政法人福祉医療機構」、「国民生活金融公庫」及び「沖縄復興開発金融公庫」において、年金を担保とした融資を行っています。

※不審な電話等があった場合は、社会保険業務センター又はお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

年金についてのご相談やお問い合わせ先

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ!

●年金をお受けになっている方の年金相談

0570-07-1165

【受付時間】午前8:30～午後5:15(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

- ※電話がつながらない場合は、お近くの社会保険事務所をご利用ください。
- ◎「ねんきんダイヤル」は、お客様からの電話を全国の年金電話相談センター等のうち、回線の空いているところにおつなぎいたします。
- ◎通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。
- ◎電話機の設定、ひかり電話などのIP電話及びPHSなど電話機によってご利用になれません。お手数ですが他の電話機がおかけ直しいただくか、お近くの社会保険事務所をご利用ください。

■来訪による相談

全ての社会保険事務所、社会保険業務センター及び一部の年金相談センターで受付けております。

主・日・祝日以外	午前8:30～午後5:15
第2土曜日(祝日の場合は翌日)	午前8:30～午後7:00
第2土曜日	午前9:30～午後4:00

年金に関する届出、手続き内、お近くの社会保険事務所の所在地・お問い合わせ先をご覧ください。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

お問い合わせの際は、年金証書の基礎年金番号・年金コードをお忘れなく!
(「年金証書」に記載されています。)

社会保険庁 社会保険業務センター
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24